

第7章 ネオン工事関連の資格

7・1 電気工事士

ネオン工事を含めて、一般用電気工作物や自家用電気工作物の電気工事を行うには「電気工事士」の資格が必要である。この資格についての詳細は電気工事士法で定められている。

「電気工事士」には**第一種電気工事士**と**第二種電気工事士**がある。

- ① 第一種電気工事士は、一般用電気工作物及び自家用電気工作物の施工を行うことができる。
 - ・一般用電気工作物とは、600V以下の電圧で受電する比較的小規模の電気工作物をいう。
 - ・電気工事士法でいう自家用電気工作物とは、ビル・工場などの受電電力600Vより高圧で受電し、かつ500kW未満の電気工作物である。
- ② 第二種電気工事士は、一般用電気工作物の施工のみ行うことができる。

電気工事士免状の取得には、都道府県が行う資格者試験（筆記試験および技能試験）に合格するか、通産大臣が指定した職業訓練校などの養成施設を卒業する必要がある。

7・2 ネオン工事技術者

ネオン工事技術者とは、第一種または第二種電気工事士免状取得者で、社団法人全日本ネオン協会が実施する「ネオン工事技術者試験」（筆記試験と実技試験）に合格した者に、社団法人全日本ネオン協会が付与する資格である。

「ネオン工事技術者」は、火災予防条例(例)第14条に基づき、管理・点検および試験を行うことのできる有資格者である。また、通産局へ申請することにより、ネオン工事のできる資格である「ネオン工事資格者」の資格を取得できる。この場合は、ネオン工事の実務経歴証明は必要としない。

7・3 ネオン工事資格者

ネオン工事資格者は、自家用電気工作物のネオン工事を行うことのできる有資格者であり、電気工事士法施行規則第42条の2および平成13年5月2日付、経済産業省告示第355号第1

条に基づき、経済産業局長が付与する資格である。

取得方法としては、次の2通りである。

- ① 第一種または第二種電気工事士免状取得後、財団法人電気工事技術講習センター等が行う認定講習の課程を終了し、かつ、ネオン工事の実務が5年以上ある者に付与される（実務経験の証明が必要）。
- ② 第一種または第二種電気工事士免状取得後、ネオン工事技術者試験（前項7・2）に合格した者に対して、申請により付与される。

この場合、電気工事士免状の取得後の実務経験年数は問わず、実務経験の証明は必要としない。

ネオン工事資格者はネオン工事技術者と同様に火災予防条例（例）にあるネオン設備の管理・点検および試験の業務を行う。

7・4 電気工事士とネオン工事技術者・ネオン工事資格者（特種電気工事資格者）の相違と範囲

電気工事士法において、電気工事士として「第一種電気工事士」「第二種電気工事士」、特殊電気工事に従事する「特種電気工事資格者」（ネオン工事資格者、非常用予備発電装置工事資格者）、自家用電気工作物に係わる電気工事（簡易電気工事）に従事する「認定電気工事従事者」の資格が定められている。

「特種電気工事」のうち、ネオン工事についての具体的な工事は、電気工事士法施行規則第2条の2で次の通り規定されている。

「ネオン工事とは、ネオン用として設置される分電盤、主開閉器（電源側の電線との接続部分を除く）、タイムスイッチ、点滅器、ネオン変圧器、ネオン管及びこれらの付属設備に係わる電気工事」

ネオン工事資格者と第一種・第二種電気工事士の職能は、表7・1のとおりである。

表7・1 電気工事士等の電気工事の範囲

電気工作物の種類	電気工事の種類と従事できる工事 資格の名称	最大電力500kW未満の自家用電気工作物に係わる電気工事			一般用電気工作物に係わる電気工事
		(1, 2を除く)	1/簡易電気工事	2/特殊電気工事	
自家用電気工作物	第一種電気工事士	○	○		○
	認定電気工事従事者		○		
	特種電気工事資格者			○	
一般用電気工作物	第二種電気工事士				○

第二種電気工事士であってもネオン工事資格者であれば自家用工作物のネオン工事が施工でき、反対に第一種電気工事士であってもネオン工事資格者でなければ自家用工作物のネオ

ン工事の施工ができない。

資格取得についての電気工事士とネオン工事技術者・ネオン工事資格者の相関は、図7・1のとおりである。

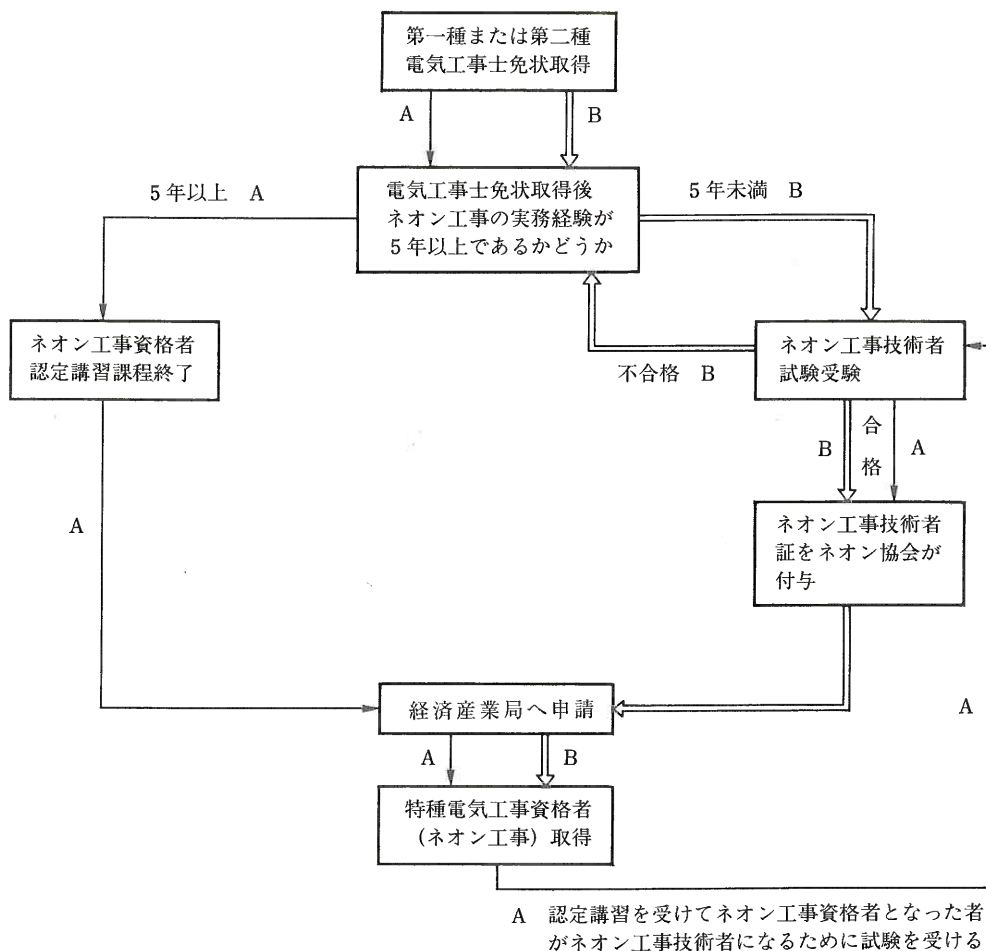


図7・1 電気工事士とネオン工事技術者・ネオン工事資格者の相関

7・5 ネオン管技士

ネオン管技士とは、ネオン管加工に従事する者に JIS C 7615 に基づいた技術およびネオン管の品質向上，さらに加工工程中の安全の確保を目的に，社団法人全日本ネオン協会の規定する講習を行い受講後，修了証書を受けた者を対象に試験を実施し，合格した者をいう。

ネオン管加工に5年以上従事した者でネオン管技士認定委員会が認めたものは，講習の一部を免除することができる。

7・6 屋外広告士

屋外広告士とは、社団法人全日本屋外広告業団体連合会（日広連）が実施する「屋外広告士試験」に合格した者に日広連が付与する者である。

この制度は平成4年に発足し、建設省の定めた「屋外広告物に係わる色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の審査・証明事業」の中で「屋外広告物に係わる色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術向上を図る上で奨励すべきもの」として（建設省告示第428号及び第790号 いずれも平成4年3月25日付）認定された。

さらにこの制度は平成13年3月、建設業法施工規則の改正により、建設業者の施工に関する技術・技能を審査し、証明する事業「屋外広告士資格・証明事業」として法的に認定された（同規則第17条 平成13年3月30日付）。（資料編C・3参照）